

県産材利用推進本部設置要領

【設置】

第1条 全庁的に「県産材利用推進方針」（以下「推進方針」という。）に定める取り組みを徹底するため、「県産材利用推進に向けた行動計画」（以下「行動計画」という。）の4に基づき「県産材利用推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

【組織】

第2条 推進本部の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
 - 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
 - 4 本部員は、庁議メンバー（知事、副知事を除く）をもって充てる。

【職務】

第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

【事業】

第4条 推進本部は第1条の目的を達成するため次のことを行う。

- (1) 「推進方針」の改正及び実施に必要な事項の協議
- (2) 「行動計画」の改正、進行管理及び情報共有
- (3) 次年度に向けた取り組みの協議及び決定
- (4) その他、県産材利用推進のために必要な事項の協議

【幹事会】

第5条 推進本部の活動を補佐するため、推進本部の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、林業振興・環境部長をもって充てる。
- 4 幹事は、企画会議メンバーとする。

【県産材利用地域推進会議】

第6条 県産材利用地域推進会議は、林業（振興）事務所の地域推進チームと林業関係団体（高知県森林組合連合会、(一社)高知県山林協会、(一社)高知県森林土木協会、(一社)高知林業土木協会、(一社)高知県木材協会）で構成する地域推進員、各部局関係課室出先機関、市町村等で構成し、相互の連携によって施設の木造・木質化、土木工事への木材利用を促進する。また、国、市町村、民間施設等の情報を収集し、働きかけを行なうとともに推進本部へ情報の共有を行う。

なお、県産材利用地域推進会議は、林業（振興）事務所長が別途「県産材利用地

域推進会議設置要領」を定め、設置することとする。

【事務局】

第7条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

2 事務局長は、林業振興・環境部木材産業振興課長をもって充てる。

3 事務職員は、木材産業振興課の職員をもって充てる。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

平成19年6月11日から施行する。

平成22年4月1日から施行する。

平成26年4月1日から施行する。

平成28年4月1日から施行する。

令和7年4月1日から施行する。